

時代を下るにつれ、著作権者が受け取った対価が十分であったかという実質的観点が強調されてくる（【10】判決はその最たるものである）。翻案権に関しては（【5】判決の編集行為を除き）ほとんど問題とされておらず、主張自体されていない。

このような状況を踏まえて、次に、1976年法で翻案権が導入されて以降の判例群の動向に目を移すこととしよう。（続く）

【訂正】

本誌61巻4号1103頁以下に掲載した第1回連載分に誤記がありましたので、以下のとおり訂正いたします。

本誌61巻4号1109頁7行目

誤：「譲渡と捉えて、複製権侵害として構成することが可能」

正：「譲渡と捉えて、譲渡権侵害として構成することが可能」